

国際会計基準（IFRS）に係る討議資料（6）

この資料は、主要な検討項目のうち、「規制環境（産業規制、公共調達規則）、契約環境等への影響」に関するものを中心に取りまとめたものである。

I 規制環境と会計

1 財務諸表における表示と会計処理

上場会社等の金融商品取引法の対象となる企業については、金融商品取引法第193条及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という）第1条に基づき、財務諸表等規則に記載のある事項（様式・用語）については、この規則に従って財務諸表を作成し、財務諸表等規則に記載のない事項（会計の具体的処理）については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従うこととされている。

銀行業、保険業や電気・ガス業、民営鉄道業など一定の業については、規制上の目的のため、各業法で定められた様式、用語での財務諸表の作成が義務づけられたり、各業法で定められた一定の会計処理が義務づけられたりしている。

こうした業種における（1）様式、用語、（2）会計処理については、金融商品取引法で以下のような取扱いがなされているところである。

（1）様式、用語

金融商品取引法上は、各業種に関して、財務諸表等規則に準じた準則が定められている場合に、当該様式で開示した方がよりその業の実態を適切に表し得るとの考えの下、当該業種を財務諸表等規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という）として指定し、一定の範囲の表示（貸借対照表・損益計算書の記載方法、流動資産、有形固定資産、繰延資産等の区分表示等）については、金融商品取引法上の財務諸表として提出することを許容している。

例えば、銀行業や保険業の貸借対照表では、資産・負債について、流動・固定の区分は求められていない。

（2）会計処理

一定の業種については、業法において、特有の会計処理が求められている場合がある。こうした会計処理についても、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」にあてはまるものとされてきている。

例えば、規制上、各業法で、特定の引当金・準備金（例えば、保険業における異常危険準備金）が規定されている。また、特定の損失の繰延処理（例えば、民営鉄道業における災害損失等繰延金）が認められている。

このほか、各業法では、会計基準等で認められた処理のうち、一定の会計処

理が強制されている場合がある。例えば、民営鉄道業や電力業では、鉄道事業会計規則や電気事業会計規則に基づき、減価償却方法として、取替法が一部固定資産に対して強制されている。

こうした準備金や引当金、固定資産の減価償却方法等の会計処理の中には、I F R Sにおいて認められない可能性が高いものがある、との指摘がある。

仮に、連結財務諸表にI F R Sを適用した場合に、現在認められている業法特有の会計処理の取扱いを見直すべきとの指摘や、業法特有の会計処理を引き続き許容すべきとの指摘があり、十分な検討が必要となる。

2 入札規制・公共調達規制・料金規制について

一定の業種には、財務諸表における特定の財務数値・指標等に基づく入札規制・公共調達規制や料金規制がある。

例えば、建設業においては、入札の際、建設業法上、経営状況や経営規模等、経営に関する客観的事項の審査(経営事項審査)を受けることとされている(経営状況の審査については、大会社であり、かつ、上場企業等有価証券報告書提出会社である場合には、連結財務諸表を基礎として行われる)(建設業法施行規則第19条の4等)。

防衛調達(装備品等の調達)など公共調達においては、市場価格方式と原価計算方式があり、例えば、防衛調達で原価計算方式を採用する場合には、原価の計算(単体)を基礎として契約金額の基準が算定される(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第29条等)とともに、事業者の単体財務諸表等の提出が実務上求められている。

また、電力、鉄道等一定の業種においては、料金規制が行われているところ、単体財務諸表での原価の計算を基礎とした算定が行われることとされている(電気事業法第19条、鉄道事業法第16条等)。

単体財務諸表に係る会計基準は、会社法・税法と関連が深く、そのあり方についてはより慎重な検討が求められるのではないかと、との指摘があるが、各種業規制との関連についても同様の指摘がある。

また、特に連結ベースでの規制がある業種(例えば、建設業(入札規制))については、I F R Sを仮に連結財務諸表に適用する場合には、企業負担に留意した調整・制度設計が求められるべきとの指摘や、各規制においてI F R Sを基にした数値等を許容すべきとの指摘がある。

II. 諸外国における状況

昨年11月から12月にかけて行った海外調査において、各国の産業規制に対する影響について質問したところ、主に以下のような回答があった。

- ・ フランス、ドイツでは、産業規制関係について、IFRS導入による影響は限定的との意見が聞かれた。
- ・ カナダでは、電力・ガス等の料金規制業種については、IFRSの導入時期が2011年1月からではなく、延期されている。当該延期は、IFRSの新基準の整備を待つ関係で採られた措置であることから、IFRSの基準策定状況次第では、更なる導入延期の可能性がある。
(注) 2012年3月に、料金規制業種へのIFRSの適用を更に1年延期し、2013年1月からとすることを決定。

また、金融機関監督庁(OSFI)は、監督下にある金融機関等において、金融商品にかかる会計基準(IFRS第9号)等の会計基準の早期適用を認めていない。

- ・ 米国では、規制業種に特化した会計基準がIFRSに存在しない一方で、米国基準には含まれているため、IFRSを米国基準にコンドースする過程において、IASBがIFRSを改訂しこれに関する基準を設定しない限り(あるいは設定するまでの間)、米国基準の関連基準が使い続けられる可能性があるとの意見が聞かれた。
- ・ 韓国では、従前の韓国基準の下では、保険業・投資会社などに対して、業種別会計が適用されていたが、K-IFRSが適用された後は、このような業種別会計は適用されないことになる。

(議論していただきたい論点)

- ① 別記事業については、金融商品取引法上、各業法上定められた様式等に基づく財務諸表での開示が認められている。また、法律で特定の会計処理が義務づけられている業種もある。仮に I F R S を連結財務諸表に適用する場合には、これらの業種特有の取扱いの中には影響を受けるものが存在すると考えられるがどうか。その場合、業種特有の取扱いについて、個別に、今後必要であるか、必要である場合にはどのような対応をとるべきかを検討していく必要があると考えられるがどうか。
- ② 入札規制・公共調達規制・料金規制については、基本的に、単体財務諸表の様式や会計処理を前提としているが、連結財務諸表の様式や会計処理を前提としたものも存在するため、仮に I F R S を連結財務諸表に適用する場合に、どのような影響があるのか十分に検討していく必要があると考えられるがどうか。
- ③ 以上のほか、規制環境と会計について、論点とすべき事項はないか。